

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業

要求水準書

令和6年2月

宮 崎 県

目次

I 概要

- 1 所在地等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 関連法令・適用基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 本事業における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 整備対象施設の要求水準

- 1 基本的な考え方
 - (1) 配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 意匠計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 施設的环境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 管理棟等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (5) 施設の安全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (6) 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (7) 独自提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画施設の概要
 - (1) 管理棟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 渡り廊下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) その他施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 設備計画
 - (1) 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 上下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 電気・通信設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 機械・空調設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 業務実施に係る要求水準

- 1 設計・工事監理業務
 - (1) 設計内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 打ち合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 設計・工事監理体制及び技術者等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 施工業務
 - (1) 施工体制及び技術者等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

I 概要

1 所在地等

- 事業計画地：宮崎県宮崎市大字熊野（宮崎県総合運動公園内）
- 敷地面積：1,423,207.60 m²（競技場面積：19,930 m²）
- 都市計画区域：都市計画区域内 指定なし
- 庭球場の構成等

区分	概要（現状）	主な改修等計画
テニスコート	面数：24面 ・屋外コート24面 サーフェス：砂入り人工芝	【別途発注】 面数：24面のコート改修等 ・屋内コート6面 ・屋外コート18面 サーフェス：ハードコート
照明塔	12面（7～18番コート）	【別途発注】 12面（7～18番コート） ・照明塔の建替
管理棟	構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：約200 m ² （事務室等） 建設年度：S49.3	・管理棟の建替 構造：木造又は木造と他工法との混構造 延床面積：650 m ² 以上を想定 ・屋内コートへの渡り廊下設置
運営棟	構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：約50 m ² （事務室） 建設年度：H 4.3	既存のまま

※テニスコート及び照明塔の改修工事（以下「別途工事」という。）については、別途発注する。

- ・別途工事の計画工期は令和6年3月から令和8年3月までを予定している。
- ・屋外コートについては、令和7年10月以降での一部開放を予定している。

2 事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和6年4月上旬
設計及び施工期間	契約締結後～令和8年3月31日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、ソ、タ、チ、ツ及びテについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を総合政策部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 建築改修工事監理指針
- シ 電気設備工事監理指針
- ス 機械設備工事監理指針
- セ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ソ 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- タ 設計業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- チ 建築設計業務委託共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- ツ 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- テ 土木工事施工管理基準（宮崎県県土整備部）
- ト その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力・給水は、構内設備の 2 次利用をする場合は、発注者やひなた宮崎県総合運動公園（以下「運動公園」という。）を管理する指定管理者と協議し、子メーターを取り付けるなど、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や運動公園利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。
なお、申請等に要する費用は本事業の費用に含むものとする。
- ク 本事業は、庭球場の管理棟の建て替え等を行うものであり、別途発注するテニスコートの改修工事は含まれていないが、敷地利用（解体・建設における仮設物、資材置き場等）や工事調整など十分に連携を図ること。

- ケ 県民等のテニスコート利用については、令和6年3月末までを予定していること。
- コ 運動公園内において、毎年開催され、多くの来場者が想定されるスポーツイベント、キャンプ等が開催される際には、通行制限等の協力要請に対応するよう努めること。

II 整備対象施設の要求水準

1 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① 施設は管理棟、渡り廊下等を配置・設計するものとし、テニス、ソフトテニス、車椅子テニスのトップレベルの選手等が施設を利用するにあたり、支障なく使用でき、動線の確保等十分配慮された配置計画とすること。
- ② 管理棟は、別途発注している屋内コート（テニスコートの北側6面（1～6番コート）の位置に建設予定）及び7～12番コートの西側に配置すること。（別添資料1を参考に検討すること。）
- ③ 管理棟と屋内コートを結ぶ渡り廊下（連絡通路）を計画すること。
- ④ 隣接する運動公園施設の利用者等を考慮した配置計画とすること。
- ⑤ 管理棟近くまで緊急車両が進入できるよう既存通路等を考慮した設計とすること。
- ⑥ 運営棟は原則として既存のままとする。

(2) 意匠計画

- ① 施設は魅力的なデザインであること。
- ② 施設の外観・内装は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。
- ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に違反しないこと。
- ④ 県産材の利用促進のため、利用者の目に触れる場所に県産資材を使用すること。

(3) 施設的环境

- ① 必要な電気設備、給排水設備、換気設備、空調設備等を備えたものとする。
- ② 環境、防音、省エネルギー対策、ランニングコスト低減等に配慮したものとする。
- ③ 熱中症や感染症を考慮し、空調や換気等の対策を施した施設とすること。

(4) 管理棟等の整備

- ① 管理棟、渡り廊下を整備すること。
- ② 国際大会やトッププレイヤーの合宿等を視野に入れた施設計画とすること。
- ③ 施設利用者が快適に利用できるスペースや設備を備えた設計とすること。
- ④ ユニバーサルデザイン等に配慮した計画とすること。
- ⑤ 現在の管理棟を解体し、跡地利用について提案すること。

(5) 施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
- ② 海辺に近く、塩害や台風被害が多い当該地特有の立地条件を考慮した設計・仕様とすること。
- ③ その他、施設利用者及び観客の安全性に考慮したものとする。

(6) 実施計画

- ① 施設は令和8年3月から供用開始できるよう工程の進捗管理に努めること。
- ② 屋外コートは令和7年10月から一部供用開始する予定であり、当該工事においては安全面など十分配慮し工程の進捗管理に努めること。なお、屋内コートは令和8年3月から供用開始予定である。

(7) 独自提案

- ① 国際大会やスポーツキャンプ開催等に有効と思われる施設整備、また、今後のテニス競技の振興等に寄与する施設・設備等がある場合は提案すること。

2 計画施設の概要

(1) 管理棟

① 構造

- ・ 構造は企画提案による。(木造又は木造と他工法との混構造を想定している。)
- ・ 階数は2階以上を想定している。
- ・ バランスの良い耐震性のある構造とする。
- ・ 設計を行う前に、地質調査を行い、必要に応じて地盤改良や杭を設計すること。

② 規模

- ・ 床面積は650㎡以上とする。
- ・ 屋上を設ける場合は、防水対策や転落防止対策を行うこと。
- ・ 会議室等は大規模大会時には審判団室等が設置されることが想定され、できる限り屋外コートが見渡せる位置を想定し設計すること。また、選手の控え室やトレーニングルームなどに活用される場合もあるため、部屋数の確保やフレキシブルな対応が可能となるよう計画すること。

③ 仕様

- ・ 屋根や外壁は耐久性があるものとする。
- ・ 会議室(審判員室、メディアルーム等を含む)、事務室、ミニキッチン、玄関ロビー、救護室、更衣室、便所、多目的便所、シャワー室、倉庫、器具庫、エレベーター等を備えるものとする。
- ・ 現在の管理運営方法はもとより、周辺施設の状況、大会時における運営棟の利用も考慮し計画すること。また、国際大会(32ドロー)や合宿等での利用を想定すること。
- ・ 会議室等はスライディングウォール等で複数に仕切ることができるように設計すること。
- ・ 更衣室や便所等は屋内コートにも設置される計画であるため、用途の棲み分けを検討した上で計画すること。
- ・ 事務室には、ロビー(廊下でも可)からの受付スペースを設けること。
- ・ 救護室は、ベッドが2台設置できるよう計画すること。なお、カーテンレール等を設置すること。
- ・ エレベーターは、車イスの利用を考慮したものとする。
- ・ 倉庫や器具庫には、造り付け棚を設置すること。
- ・ 玄関ロビーには掲示板を設けること。

- ・ ブラインド等を設置すること。
- ・ 足洗い場を設置すること。
- ・ TV地上デジタルアンテナ・ブースターを設置すること。
- ・ 別途工事において、運営棟と本事業で建て替える管理棟で競技の進行状況を確認できるよう、カメラ（配線まで）等を設置することとしており、調整を図ること。
- ・ 備品搬入の期間を想定し、工程管理や検査管理を行うこと。
- ・ 別途工事で整備する屋内コートは、形状はドーム型、屋根面は鋼板等、壁面は軽量気泡コンクリートパネル、外観の色合いは全体的に白色系を予定している。企画提案競技参加申込書の提出のあった事業者には屋内コートのイメージパースの閲覧を認めるため、必要があれば申し出ること。

（２）渡り廊下

① 構造、規模

- ・ 構造、規模は提案とする。
- ・ 屋内コートとの接続部分等は、屋内コート西側入口のイメージ（別添資料２）を参考にすること。なお、屋内コートは、１階部分が選手及び関係者通路、２階部分が観覧者通路となる予定である。
- ・ 渡り廊下は、平屋建てを想定しているが、二階建てを否定するものではない。
- ・ 配置や規模によって、屋内コートや管理棟の構造等に影響が出てくるのが想定されるため十分配慮すること。

② 車椅子テニス大会を想定し、バリアフリー化や風雨への対策に努めること。

③ 公園利用者の通路となっている場所に設置することから、公園利用者の動線を確保すること。

（３）その他施設

① 壁打ちスペースを設置すること。配置、構造、規模等については提案を行うこと。

② テニスコートに必要な備品等（可動式ネット（最大12面分）、スイーパー、スコアボードを想定）を保管できる倉庫を設置すること。なお、管理棟と一体となるものでも構わない。

③ テニスコート（7～24番コート）西側の観客席屋根の建替えを行うこと。なお、テニスコート東側の観客席屋根を別途工事で建て替える予定（現在設置されているものと同種同規模を予定）であるため、デザイン等の調整を図ること。

（４）その他留意事項

① （１）～（３）以外に、周辺外構、広場など、配置・改修した方がよいと思われる施設等があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。

② 管理棟について施工後10年間のメンテナンス必要経費概算費用（内訳書）を作成し、企画提案時、設計完成時に提出すること。

③ 敷地内に残存する植栽や工作物、埋設物等の撤去費用は、本事業の費用に含めること。

④ 敷地内の工事範囲の考え方は、別添資料１のとおりとし、取り合い部分や共用とする部分などは、別途工事の受注者と協議を行うこと。特に連絡通路工事や観客席屋根の建替工事については、十分な調整・協議を行うこと。

⑤ 既存施設（工作物）の解体撤去等

- ・ 現在の管理棟の解体については、別添資料3を参考に適切に解体し、整地すること。
- ・ 現在の管理棟の解体にあたってアスベスト調査が必要な場合は、事前調査し、適切に撤去を行うこと。
- ・ 現在のあずまやは撤去を基本とする。
- ・ 事業予定敷地内の既存施設を解体除去する場合は適切に撤去し処分すること。
- ・ 既存施設周辺の樹木は必要な範囲を除去の上、適切に撤去し処分すること。

3 設備計画

（1）共通事項

- ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ② 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。

（2）上下水道の整備

- ① 給水設備、排水設備については別添資料4を参考に適宜提案すること。
- ② 上下水道の接続工事を行うこと。また、必要な申請手続きを行うこと。

（3）電気・通信設備

- ① 受変電設備については、別添資料5を参考に適宜提案すること。
- ② 受変電設備の増設においては、公園内の受変電設備との連携及び調整に留意すること。また、必要な申請手続きを行うこと。
- ③ 施設内での高速インターネットの利用を想定し、光回線等を引込むための配管及び施設内のLAN端子等のネットワーク環境の整備を計画すること。
- ④ コンセント等の建物に係る電気設備は、適宜設置すること。
- ⑤ 非常用照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法規に基づき設置すること。
- ⑥ 外灯は、施設外構部に設置すること。
- ⑦ 防火設備、自動火災報知設備等を関係法規に基づき設置すること。
- ⑧ 照明設備はLED型照明器具を原則とし、安全面に配慮した照明計画（照度及び照度分布）とすること。また、ほこりが付着しにくいものとするなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定すること。
- ⑨ 自然採光の取り入れ等、照明負荷の削減について十分配慮した設計とすること。
- ⑩ 場内放送設備は、別途工事において施設全体、ブロック毎（管理棟、運営棟、屋外コート、屋内コート）に対応できる設備とすることとしており、十分調整を図ること。

（4）機械・空調設備

- ① 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- ② 消火設備等は、消防法及び条例に基づき設置すること。
- ③ 衛生器具設備は、用途に応じて適宜選択すること。
- ④ 管理棟には空調設備を設けること。また、必要に応じて換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、防塵、臭気低減を行うこと。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

1 設計・工事監理業務

(1) 設計内容

工事実施に先立ち次の設計業務を行うこと。

① 基本設計

- ・ 実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。

② 実施設計

- ・ 実施設計については準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書及び数量内訳書をいう。）及び鳥瞰図を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
 - ・ 本水準書Ⅰ 3 関連法令・適用基準等を遵守すること。
 - ・ 本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 計画施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。
 - ・ 計画的で無理のない工程とすること（別事業の屋外、屋内コート開放時期を考慮した、設計・施工の全体工程表を作成、提出すること。）

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。また、第1回打合わせ、基本設計終了時及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 基本設計業務着手時
- ② 調査開始時
- ③ 基本設計終了時
- ④ 実施設計終了時

(3) 設計・工事監理体制及び技術者等の配置

設計・工事監理にあたっては、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等がわかる資料を添付すること。

① 管理技術者

- ・ 一級建築士の資格を有すること。
- ・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

② 担当技術者

- ・ 担当技術者を2人以上配置することができること。
- ・ 一級建築士、二級建築士、建築設備士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の資格を有する者であること。

- ・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
 - ・ 1人以上は、実施要領の「3 資格要件」(3)① エに記載した業務実績に関する事項を満たす業務において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。
- ③ 工事監理者
- ・ 一級建築士の資格を有すること。
 - ・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

2 施工業務

(1) 施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。また、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、実施要領様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。

① 主任技術者又は監理技術者

次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(※1)として専任で配置することができること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(※2)は専任を要しない。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 一級建築士の資格を有する者
- ・ 二級建築士の資格を有する者
- ・ 一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・ 二級建築施工管理技士(建築)の資格を有する者
- ・ 建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

イ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 実施要領3(3)②に示す施工実績に関する事項を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。

エ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

※1 下請契約の請負代金の総額が7,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

※2 「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日国総建第316号)及び「宮崎県公共事業情報サービス(R2.12.1 監理技術者補佐の取扱について)」等を御確認ください。

② 現場代理人(JV代表者から配置すること)

- ・ 企画提案書提出日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
- ・ 工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡がとれる者を配置すること。